

単位の授与

学則第 21 条(単位の授与)、第 23 条(追試験、再試験)、第 24 条(卒業)に基づき、以下のように運用する。

1. 原則として全教科とも評価を行い、その成績によって単位を授与する。
各科目とも授業時間の 2/3 以上の出席をもって評価を受けることができる。
ただし、臨地実習は 4/5 以上の出席とする。
下記 1)、2) の場合は補習を行う。
1) やむを得ない理由*により、出席時間が授業時間の 2/3 以上(臨地実習は 4/5 以上)に満たない場合、本人の願い出により学院長が補習の実施を承認する。
2) 自然災害(台風、大雪、地震等)や学校感染症による欠席の場合は、学校側が欠席分の時間数について補習を行わなければならない。
※各自の出欠席時間数は図書室の PC で確認することができる。
2. 補習の願い出は指定された期日(試験返却日を含む 3 日以内)までとする。
授業の補習は 1 科目 1,000 円、実習の補習は 1 日 1,000 円である。ただし、1. 2) の場合は無料とする。
3. 各科目の評価方法は授業概要(シラバス)の P28~30 に示すとおりである。
4. 評価方法
 - 1) 筆記試験 : 各科目 100 点満点として、60 点以上を合格点とする。
 - 2) 総合評価 : 出席時間、授業への参加状況、担当講師の評価基準により合・否のいずれかで表わし、合を合格とする。
 - 3) レポート評価 : 担当講師の評価基準により優、良、可、不可のいずれかで評価し優、良、可を合格とする。
5. やむを得ない理由*により試験を受けられなかった場合は本人の願い出により学院長が追試験の実施を承認する。追試験の成績は 75 点以上を合格点とする。
6. 試験の結果で合格点に満たない場合は合否発表の日から 3 日以内に再試験の願い出を受ける。学院長の承認を得て再試受験料(1 科目 2,000 円)を事務課に納付する。
7. 再試験で合格点に満たない場合は、その科目は再履修とする。ただし、再試験で合格に満たない科目が 1 科目の場合に限り、その科目の再認定を行うことがある。
8. 万一、テストの採点に間違いがあった場合は、返却された当日のみ、本人の申し出により修正をおこなうことができる。

* やむを得ない理由: 1) 傷病 2) 忌引 3) その他、やむを得ない理由と認められるもの